小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２１年（再イ）第１２号

北海道中川郡幕別町札内桂町569番地の26

再生債務者　八木　高志

1　決議に付する変更再生計画案　平成24年５月９日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成24年６月25日まで

平成24年５月31日　釧路地方裁判所帯広支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２９号

埼玉県越谷市大字平方44番地14

再生債務者　芳賀　康彦

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成17年６月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月30日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成１７年（再イ）第６４号

京都市下京区猪熊通四条下る松本町277番地　モンピエース277　103号、認可決定時の住所　滋賀県湖南市岩根中央３丁目184番地

再生債務者　松本　幸隆

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成17年10月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年６月１日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２０年（再イ）第８８号

横浜市神奈川区白幡向町14番９号　川島荘101号

再生債務者　切詰　　俊

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年７月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年６月４日

横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第６２号

石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目41番地

再生債務者　小林健二郎

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年６月４日　　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号

愛媛県西条市朔日市555番地６

再生債務者　首藤　　敬

1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月27日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月17日まで

松山地方裁判所西条支部

平成２４年（再ロ）第１号

和歌山県橋本市あやの台１丁目13番地の４

再生債務者　梶谷　豊法

1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月２日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月９日から平成24年７月23日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号

鳥取県鳥取市立川町２丁目179番地

再生債務者　児島　佳子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月25日まで

平成24年６月４日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第２８号

京都府宇治市広野町丸山44番地の15

再生債務者　岩田　　博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月５日まで

平成24年６月４日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号

京都府舞鶴市字引土553番地の８

再生債務者　鈴木　重晃

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月５日まで

平成24年６月４日　京都地方裁判所舞鶴支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

秋田県仙北市角館町水ノ目沢126番地16

再生債務者　眞崎　　徹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月１日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（再ロ）第１号

山形県上山市宮脇658番地　901号

再生債務者　高橋　修一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月１日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第９号

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納463番地　新町１号館住宅305号

再生債務者　砂川　夏希

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月４日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（再ロ）第１号

函館市昭和４丁目28番19号

再生債務者　寺尾　友行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月４日　　函館地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１号

石川県加賀市大聖寺上福田町カ137番地

再生債務者　二敷　真弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月４日　金沢地方裁判所小松支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、甲会社は効力発生日をもって商号をマルイファームホールディングス株式会社に変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月三十一日

掲載頁　一一二頁（号外第一一八号）

(乙)、(丁) ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月三十一日

掲載頁　一一七頁（号外第一一八号）

(丙) 計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年六月十二日

鹿児島県出水市平和町二二五番地

(甲) マルイ有機株式会社

代表取締役　川畑　満英

鹿児島県出水市平和町二二五番地

(乙) マルイ農協ファーム株式会社

代表取締役　川畑　満英

鹿児島県出水市平和町二二五番地

(丙) 有限会社三栄プロイラー

代表取締役　木ノ上　晃

鹿児島県出水市平和町二二五番地

(丁) 五女木ファーム株式会社

代表取締役　木ノ上　晃